## 定期合同点検実施結果(太田南小学校区)

日 時:令和2年10月7日(水) 午前10時 ~ 12時

参加者:学校2、PTA2、コミュニティ協議会1、交通安全母の会1、道路管理者(県1、市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

番号	場所	交 通 環 境	要 望 点(問 題 点)	担当部署	対策·改善計画
1	太田下町1823番地 1 小学 校西側	がによりを避けて通るので危険。 歩道橋を下りたところに大きな段差があり危 険。	歩道部分を一段上げる。または、水抜き の穴を開けるか、溝を付けて歩道部分に水 たまりができないようにする。 歩道橋を下りたところの段差を埋める。	市道路管理課高松土木事務所	○水たまりの原因を調査後に対策を実施。 ○歩道橋下の支柱土台の段差は、管理者に おいて段差の解消を実施。
2	太田下町1823番地1小学 校南側		南門にカーブミラー設置する。	市道路管理課 市教育委員会 高松南警察署	〇カーブミラーは車両用のため歩行者用としては設置していない。 〇小学校敷地内に教育委員会が設置する。 〇横断歩道の塗り直しを実施。
3	太田下町1823番地1小学 校から南に続く道路		非舗装部分の道路の整備。 白線の整備。 時間通行規制をしてほしい。7:00~ 8:00または、可能であれば、南門前の 部分だけ自動車通行禁止にしてほしい	市道路管理課 高松南警察署	〇未舗装部分は私有地 〇狭路のため、路側線は不可。 〇通行禁止は、住民等の意見を勘案したうえ で周辺道路の規制と合わせ検討。
4	太田上町1060番地15〜955 番地15の道路両側歩道	道路の両サイドともに歩道境界の縁石が なく、歩道部分が狭いところがあり危険。	歩道の拡幅と縁石設置。 (東側は早急にお願いしたい。) ※ 通学路としたい。	高松土木事務所	○道路の拡張予定等がないため、歩道整備 はできない。 ○県道沿いの側溝の蓋を整備し直すことで対 応している。
5	太田上町1182番地北側十 字路横断歩道		交差点西側にも横断歩道の整備。 時間通行規制を7:00~8:00に変更 してほしい。		〇横断歩道の西側移設に関しては交差点形 状等から現時点では移設できない。 〇住民の意見を勘案したうえで周辺の時間規 制と合わせ変更を検討する。
6	⑤から太田下町1800番地中学校近辺までの道路の 白線	通学路部分の白線が消えかかっている。 通学路部分の白線がないところがある。	白線の整備	市道路管理課 高松南警察署	○白線の塗り直し及び要望箇所に白線を引く。 ○横断歩道の塗り直しを実施。
7	太田下町1823番地1小学 校東門前	下校時に児童が東門から出るときの見通し が悪く危険。	道路東側に道路の南北が見えるよ うにカーブミラーを設置。	市道路管理課	〇施設からの出入りに係るカーブミラーの設 置については施設管理者が対応。
8	太田下町1823番地1運動 場北東三叉路	児童が横断しているところに横断歩道がな い。	横断歩道の整備。	市道路管理課 高松南警察署	○道路西側に路側線を引く。 ○横断歩道の設置は、見通しが悪いため設 置はできない。

9	下~9/10_1~の細治	交通安全面では友好な道路だが防犯面では高架下トンネル内の電灯や街灯がなく危険。 舗装していないところが高架下の東西にあり、雨天時は土の道路がベタベタになって危険。	高架下トンネル内の電灯と街灯 の設置。 高架下東西の道路の舗装。	市道路管理課	〇未舗装部分は市道ではないため、舗装整備できない。 〇トンネル下の街灯も市道でないため設置できない。
10	太田下町2419番地1西の十 字路	<ul><li>⑨を通学路としたときに横断歩道がなく危険。</li></ul>	横断歩道の整備。		〇滞留場所の確保が困難なため横断歩道の 設置はできない。